



公正取引委員会の体制強化

公正取引委員会
公式マスコットキャラクター
どっきん



イノベーションの促進に向けた競争政策の積極的展開

～ 変化の時代における公正取引委員会の役割 ～

- 我が国経済は、デジタル化・気候変動問題への対応等複合的な変化の波による大きな転換点にあり、人口減少・原材料費の高騰等の様々な課題に直面。こうした状況にあっても、我が国が持続的な経済成長を実現し、国際経済における競争力を発揮していくためには、生産性の向上が重要であり、イノベーションの創出が鍵。公正取引委員会は、事業者の創意工夫が最大限発揮されるような環境を整備することにより、特にイノベーションを促進することを目指して競争政策を展開していく。
- 公正取引委員会は、取引適正化による「公正な取引環境の確保」、関係事業者や消費者といったステークホルダー等との対話を通じた「市場環境の整備」及び違反行為に対する「厳正な法執行」の三つを柱として、各種施策を着実に実施。これにより、イノベーションを促進し、事業者の生産性の向上に資することで、持続的に成長する強い日本経済、ひいては豊かな国民生活の実現に貢献。

- あまねく全国において商品、サービスの付加価値の創造を促していくための、「公正な取引環境の確保」

【施策例】取適法等の面的な執行、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の定着の推進、フリーランス・事業者間取引適正化等法の執行

取引適正化による
公正な取引環境の確保

対話を通じた
市場環境の整備

イノベーションの促進に向けた
競争政策

事業者の生産性の向上を通じた
日本経済の持続的な成長・豊かな国民生活の実現

厳正な法執行

- デジタル社会の進展、グリーン社会の実現、経済安全保障等、経済社会環境の急速な変化に的確に対応するための、ステークホルダー等との対話を通じた「市場環境の整備」

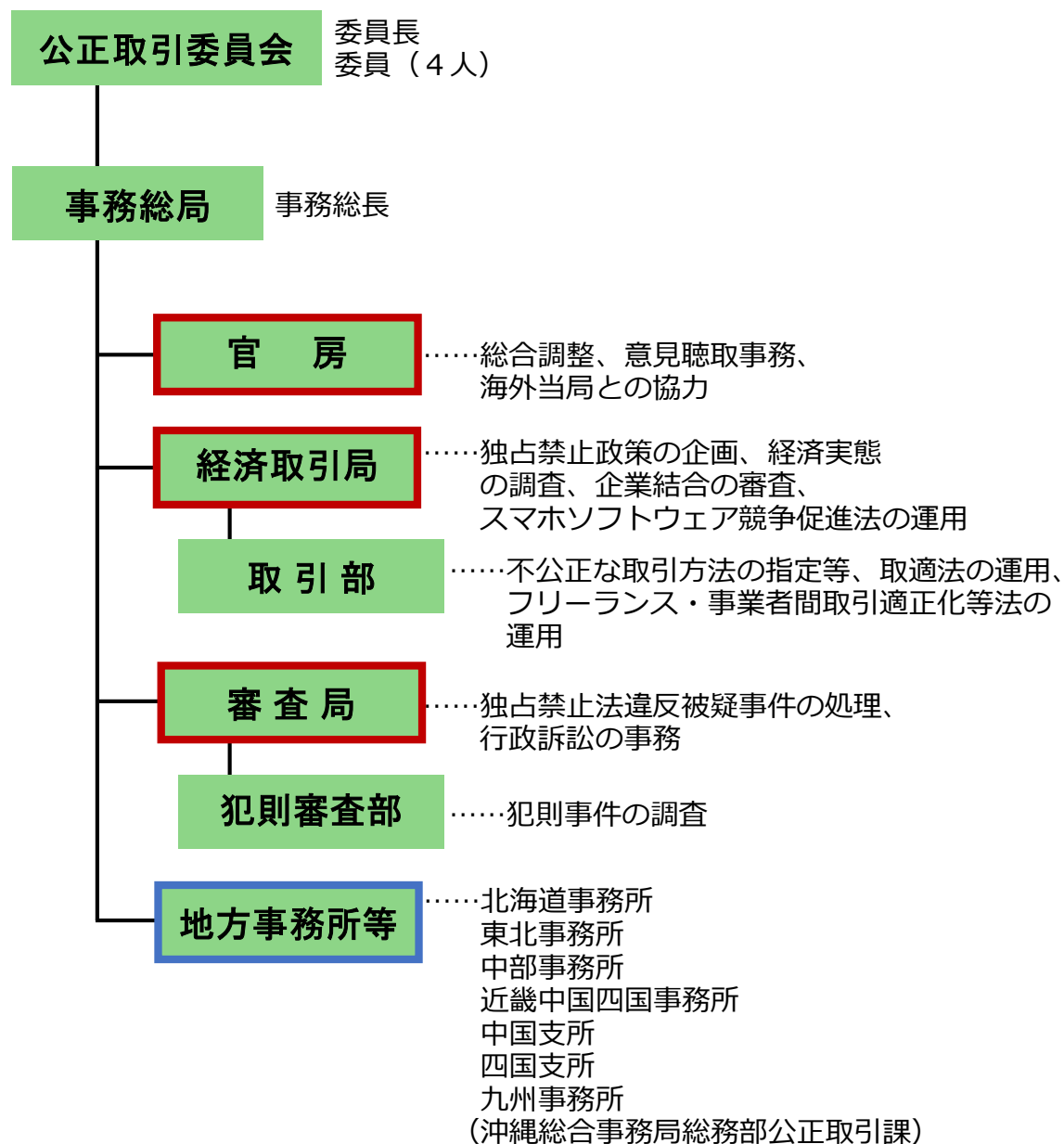
【施策例】スマホソフトウェア競争促進法・企業結合審査の運用、実態調査の実施、ガイドライン・事例集等の策定・改定、事業者からの相談対応

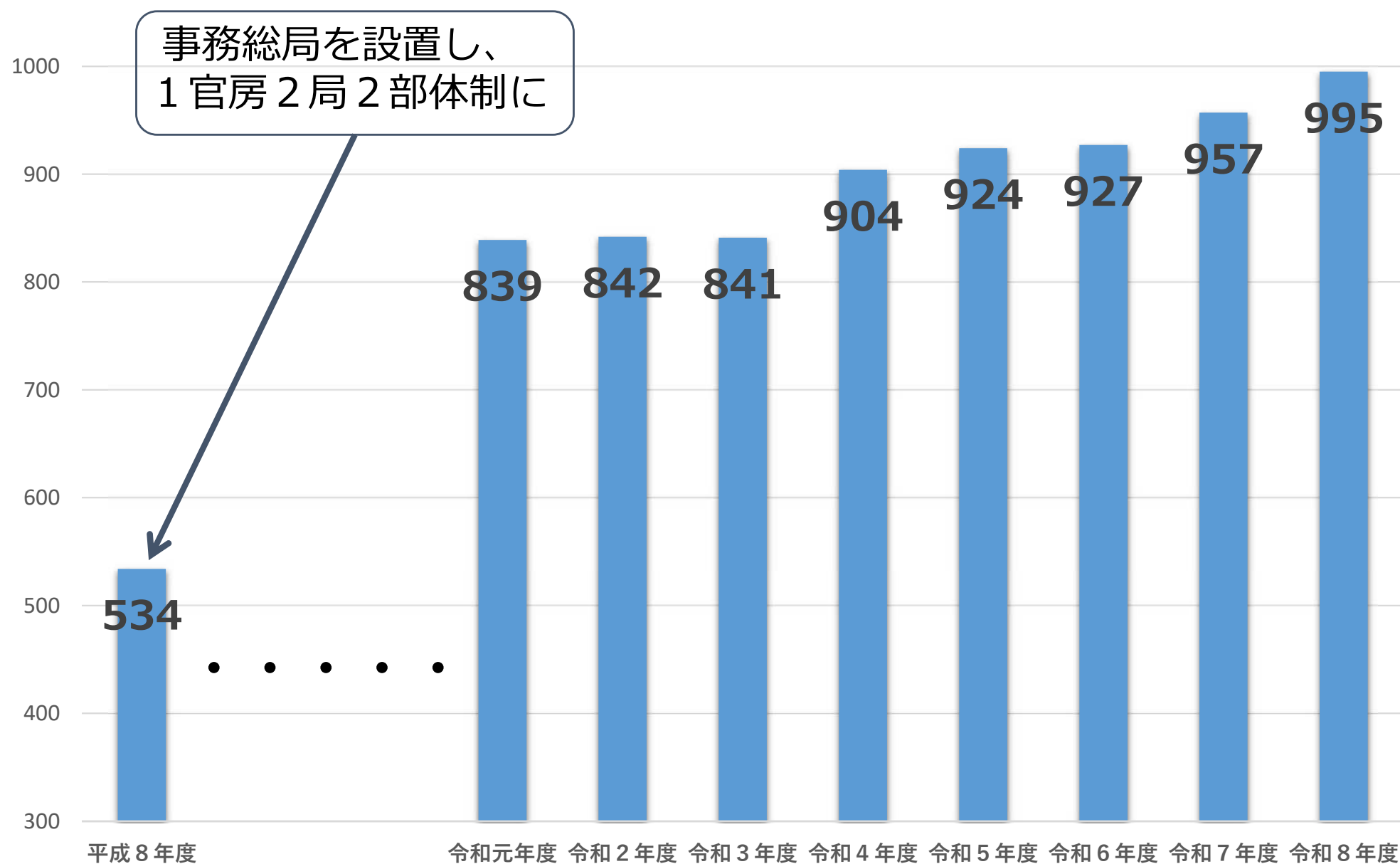
- 公正取引委員会の基本的な任務であり、「公正な取引環境の確保」や「市場環境の整備」を根底から支える、違反行為に対する「厳正な法執行」

【施策例】中小企業等に不当に不利益を与える優越的地位の濫用等、新規参入妨害や競争者の不当な排除、国民生活に密接に関連する商品等の不当な値上げ（価格カルテル等）に対する厳正な法執行

【参考】現在の公正取引委員会の組織図

- 公正取引委員会に求められる役割が増え、業務範囲が格段に広がる中、公正取引委員会の更なる体制強化が必要
- 具体的には、次の体制強化を検討
 - ✓ 1官房2局体制を1官房3局体制に移行
 - ✓ 地方機関である「地方事務所」を「地方事務局」に、「支所」を「支局」に変更
- これらを実現するため、令和9年の通常国会に独占禁止法改正法案を提出





● 独占禁止法

第三十五条 公正取引委員会の事務を処理させるため、公正取引委員会に事務総局を置く。

- ② 事務総局に事務総長を置く。
- ③ 事務総長は、事務総局の局務を統理する。
- ④ 事務総局に官房及び局を置く。
- ⑤ 内閣府設置法第十七条第二項から第八項までの規定は、前項の官房及び局の設置、所掌事務の範囲及び内部組織について準用する。
- ⑥ 第四項の規定に基づき置かれる官房及び局の数は、三以内とする。
- ⑦ 事務総局の職員中には、検察官、任命の際現に弁護士たる者又は弁護士の資格を有する者を加えなければならない。
- ⑧ 前項の検察官たる職員の掌る職務は、この法律の規定に違反する事件に関するものに限る。

第三十五条の二 公正取引委員会の事務総局の地方機関として、所要の地に地方事務所を置く。

- ② 前項の地方事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
- ③ 第一項の地方事務所には、所要の地にその支所を置き、地方事務所の事務を分掌させることができる。
- ④ 前項の支所の名称、位置及び管轄区域は、内閣府令で定める。

Ⅲ 8つの分野横断的課題の解決

7 賃上げ環境整備

（2）対応の方向性

③ 講ずるべき施策パッケージ

i）「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の実行

（価格転嫁・取引適正化の更なる徹底）

2026年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図る。

また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図る。さらに、

ii）に記載の「「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」の実行等」を進める。